

## 障がい者

### 身体

・緊急時には必要。
・入退所の時間が決められていて利用しにくい事業所がある。
・午後から入所し、翌日午前退所という形でも1日として計算されることに納得できない。
・短期入所と日中一時支援の平行利用の際、月ごとにそれぞれの利用の量を変えるために日数変更を毎月するのは手間である。別枠にカウントするか、手続がなく流用できないか。
・利用する前に「練習」を求められる事業所がある。そのせいですぐに利用できない。
・短期入所を申し込んだが空きが無く、病院に入院することにしたため費用が大幅にかかった。
・同性の職員が少ないため、利用するのに不安がある。
・排泄介助に時間がかかる為対応できないといわれた。
・体重が重いため対応できないといわれた。
・施設の設備(バリアフリー等)で利用ができないことがある。
・緊急時に利用できない。
・法人の施設利用者を短期入所の利用に優先させているように思う。
・医療行為が必要な子だと、利用できる事業所が限定されてしまう。
・事業所の都合に合わせて利用させられている。
・マッサージや医療行為で外部の事業所を利用しやすくしてほしい。

知的

・動画・写真などで短期入所中の様子を知りたい。
・親亡き後の生活のための訓練として、ケアの行き届いた施設があると良い。
・もう少し支給量が増やせるような体制が必要。
・事業所の数が少ないこともそうだが、家族が安心して預けられる「質」についても考えて欲しい。設備やスタッフの質に我慢している利用者も多いと思う。
・外泊の練習に利用したい。
・緊急時利用の対策として、複数の事業所を契約している。
・インフルエンザの予防接種をしていないという理由で断られた。
・入所施設が短期入所を併用してくれると良い。
・親は利用を希望しているが、本人が拒否し利用しない。
・事業所から求められる健康診断書の作成が経済的に負担になっている。
・発作などの緊急対応に不安があるため、結局利用していない。
・春日井市の西部は短期入所の事業所が全くないので困る。
・利用中の様子を報告書にして欲しい。
・行動援護を受けているという理由で(行動障害があるので)受け入れができないと断られた。
・急な葬儀などは、すぐに利用ができなくて困った。
・在宅老障介護について、考えて欲しい。
・宿泊時、職員がきちんとケアをしているか不安である。
・支給量の上限を月10日にして欲しい。
・2か月前から予約が必要なので、急用の時はあきらめている。
・子どもに夜間の発作があるため、夜間の見守り等がない事業所では安心して預けられない。
・春日井市内には安心して任せられる事業所がない。
・短期入所を利用した翌朝、日中活動の事業所への送迎がないため親が迎えに行くのが手間である。
・リアルタイムでの空き状況がわからない。
・自閉症の子に全く違う施設でいきなり泊まるというのは難しい。
・高蔵寺方面に短期入所の事業所が多いが、家から遠く使いにくい。
・障がいが重度という理由で断られた。
・利用時に他害行為があったということで、以降の利用を断られた。
・利用時の事業所ルールが厳しい。
・春日井中部・西部に短期入所の事業所を増やしてほしい。
・利用中、入浴をさせてもらえない。夏場はシャワーだけでも利用できないか。
・西部地区に養和荘を建てて欲しい。
・短期入所時、事業所による送迎ができると良い。
・私物の持ち込みを断られたことで本人が嫌がっていなくなってしまった。
・対応できないかも、と言われたことで不安で利用できない。
・送迎をしてもらっているが、別途費用が必要になり負担が大きい。
・春日井に預けたいと思う施設がないので瀬戸まで通っている。
・短期入所の日中利用(日中ショート)を復活させてほしい。
・利用を申し出たが、合う事業所がないといわれた。利用したいときもすんなり利用できるかわからないと不安をおおるようなことを言われた。

**精神**

・障害種別が違う為、利用に抵抗がある。犬山のアーキヒルズが閉鎖になり、どこを利用してよいかわからない。

**身体・知的**

・居室でうまく過ごせない利用者を集め、集団でショートステイをするということはないか。

・施設が遠く、送迎に時間がかかる為利用しづらい。

・電話でしか受け付けないといわれた。重度の利用者が優遇されているように感じる(身体・知的) 施設の体制への不満。

・特に医療行為が必要な利用者に対しては、緊急時の受け入れ態勢を整えなければいけない。

・本人が病気の時などは、受け入れができないといわれる。

**知的・精神**

・申し込んだ時点で「無理」と断られた。

**身体・精神**

・職員の対応が悪く、精神的に安心して利用できなかった。

障がい児

身体・障がい児

なし

知的・障がい児

- |  |
|--|
| ・事業所一覧の数と、実際に利用できる事業所の数にギャップがあり、少なく感じる。                            |
| ・事業所との契約の際、健康診断書の提出が必要だったが、項目が細かく大変だった。そこまで細かく調べなければいけないのか。        |
| ・契約の手続きに時間がかかりすぎる。特に新しい事業所にその傾向がある。古い事業所は受け入れは簡単だが設備面等に不安がある。      |
| ・短期入所の支給量が7日では足りない場合がある。   |
| ・学齢期の短期入所受け入れのできる(任せられると思える)事業所が少ない。宿泊だけでなく、設備やスタッフの充実した施設が必要。     |
| ・近くに利用できる事業所が全くない。   |
| ・緊急時の保険として契約をしている。急に不慣れな事業所に預けることを考えると、日中活動の場と同じ事業所が短期入所をしてくれると良い。 |
| ・短期入所の体験などがあると良い。  |

精神・障がい児

なし

身体・知的・障がい児

- |  |
|--|
| ・ベッドの上に寝かせ続けているだけのため、体が拘縮してしまっている。自宅に戻ってからかえって介護が大変になることもある。 |
| ・昼も夜もベッドで横にならされているため、昼夜逆転し睡眠リズムがくるってしまう。                     |
| ・介護の問題上、歩き回れる利用者は手が回らないのでと断られた。寝たきりでないとダメと言われた。              |
| ・春日井市は知的障がいの利用者のみ手厚い体制と感じる。                                  |
| ・福祉応援券などなぜ作ったのか？ 経費節減が目的であれば、知的以外の福祉も手厚くしてほしい。               |
| ・短期入所の効果的な利用方法がわからない。  |
| ・医療行為のできる短期入所の事業所が少ない。日中一時支援でしのいでいる。                         |
| ・短期入所と日中一時支援の関係で、制度が難しくなった。シンプルにしてほしい。                       |
| ・感染症の対策や、24時間の見守り体制ができていないか不安である。                            |